

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、池の浦地区土地改良事業共同施行が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）池の浦地区）計画を変更することについて平成20年8月7日認可した。

平成20年8月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀